

總行行第371号
總行市第25号
令和5年3月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

} 殿

總務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令
の一部を改正する政令等の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号。以下「改正法」という。）は、令和4年12月16日に公布されたところですが、これに伴い、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第41号）及び地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第42号。以下「改正令」という。）が、ともに本日公布・施行されました。

貴職におかれでは、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれでは、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）の一部改正に関する事項

地方公共団体の議会の議員個人による当該地方公共団体に対する請負の規制の対象から除外される、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額の上限額は、300万円とすることとされたこと。（自治令第121条の2関係）

第二 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号。以下「合併特例法施行令」という。）の一部改正に関する事項

自治令第121条の2の規定は、合併特例区の合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額について準用することとされたこと。（合併特例法施行令第41条の2関係）

第三 施行期日

改正令は、改正法の施行の日（令和5年3月1日）から施行するものとされたこと。（改正令附則関係）